***NEWS RELEASE***　　　　　　国　　国土交通省 神戸運輸監理部

海上安全環境部 運航労務監理官

令和６年６月１４日資料配布

「輸送の安全の確保に関する命令」の発出

～内航海運業法第２０条第１項に基づく行政処分～

令和５年７月２１日に、関東運輸局が船員法上の船舶所有者に対し、船員法第１０７条に基づく立入検査を実施したところ、下記事業者が運航する船舶について、船員の労働時間が同法の定める限度を超過していること、そして当該労働時間超過の要因が同事業者の運航計画に起因するおそれがあることが判明しました。

この結果を受け、令和６年１月１５日に神戸運輸監理部が同事業者に対し、内航海運業法第２５条に基づく立入検査を実施した結果、運航計画の作成にあたり船員の過労を防止するために必要な措置を講じておらず、輸送の安全を阻害していることが認められたため、内航海運業法第２０条第１項の規定に基づき、下記のとおり、輸送の安全の確保に関する命令を発出しましたのでお知らせします。

1. 発出年月日

令和６年６月１４日

1. 事業者の名称及び住所

事業者名：井本商運株式会社

代表者名：代表取締役社長　井本　隆之

住　　所：神戸市中央区浪花町５９番地

1. 命令の内容

　下記①～②に係る措置について、令和６年７月１６日までに当局あて文書にて報告すること。

* 1. 内航海運業法第１２条に基づき、本船の船舶所有者から意見聴取を行い、その意見を十分に考慮した上で、本船船員の労働時間が法令で定められた上限を超過しないことが確実となるよう運航計画を作成し、労働時間の限度の超過を解消すること。
  2. 運航計画の作成にあたっては、十分な時間的余裕を確保した上で、船舶所有者に対し、書面やメール等により船員の労働時間の確認及び意見聴取を行い、船舶所有者からの回答についても書面やメール等、後から確認できるよう記録を残すこと。

1. 違反等の概要

　 　令和６年１月１５日に当局が内航海運業法第２５条の規定に基づく立入検査を実施したところ、運航計画を作成するにあたり、船舶所有者からの意見を十分に反映しておらず、内航海運業法第１２条及び安全管理規程第２１条に基づく船員の過労を防止するために必要な措置を講じていないことが確認された。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配布先 |  | 問い合わせ先 |
| 神戸海運記者クラブ | 神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官  担当：小南、吉村  電話：０７８－３２１－７０５８（直通） |